

個人番号通知書の廃棄等に関する要綱

令和4年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項及び第2項に規定する個人番号通知書の廃棄等について必要な事項を定めるものとする。

(個人番号通知書の催告及び廃棄)

第2条 個人番号通知書が返戻されてきたときは、住民票記載事項の確認を行い、電話、文書等により本人に通知を行い、当該通知の日から起算して90日間保管する。

2 前項の保管期間を過ぎても個人番号通知書の受領がなかった場合、次条の規定により廃棄する。

3 前2項の規定にかかわらず、本人が次のいずれかに該当する場合は、当該個人番号通知書を即時に廃棄する。

(1) 防府市から転出している場合

(2) 住民票が消除されている場合（前号の場合を除く。）

(3) 個人番号又は住民票コードが変更されている場合

(4) その他の事由により当該個人番号通知書を交付することができない場合

(廃棄の方法)

第3条 廃棄は、個人番号通知書の返還登録を行った上、個人番号通知書表面の個人情報を読み取れないよう個人番号通知書を細断することによって行うものとする。

2 個人番号通知書を廃棄したときは、別に定める個人番号通知書交付状況管理簿に、次に掲げる事項を記録する。

(1) 氏名

(2) 個人番号

(3) 廃棄年月日

(4) 廃棄理由

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。